

ケッテラーと労働者問題

増 田 正 勝

目 次

- I. 序 論
- II. ケッテラーの生涯とその時代
- III. 『労働者問題とキリスト教』(1864年)
 - 1. 労働者問題
 - 2. 労働者問題の解決
- IV. 生産組合の提唱
- V. 生産組合から労働組合へ
- VI. 労働者保護政策の主張
- VII. 結 論

I. 序 論

1869年の秋、ドイツを旅したカール・マルクスは、カトリック労働者運動が進展しつつあることを知り、9月25日、ハノーファーからエンゲルスに宛てて書簡を送っている。「ベルギーの旅、アーヘン滞在、ラインの船旅を通して私が確信したことは、とりわけカトリック地域では坊主どもに対して断固とした攻撃を仕掛けるべきだということです。このような意味で私はインターナショナルを通して働きかけてみるつもりです。犬ども（たとえば、マインツの司教ケッテラーやデュッセルドルフ会議の坊主ども）は、ご都合次第で労働者問題に媚を売っているのです。」

すでに1864年に『労働者問題とキリスト教』を著したケッテラーは、マ

ルクスがドイツを訪れた、この年の7月には、オッフェンバッハ近郊のリープフラウエン・ハイデの聖堂において、工場労働者たちを前に、後に「キリスト教労働者運動のマグナ・カルタ」と称されるようになる、「宗教と道徳に対する関連からみた労働者運動とその志向」と題する講演を行っている。また、同年11月に開催されたデュッセルドルフ・カトリック会議では、「社会部」(Soziale Sektion)を設け、その前年に結成された「キリスト教社会協会」(Christlich-sozialer Verein)を中心に、労働者問題の解決をめざす政治的・社会政策的運動に取り組むことが決議されていた。19世紀に入って生成・発展する社会的カトリシズムがようやくマルクスにとって「目の上のたんこぶ²⁾」となるところまで成長してきたのである。

ケッテラーの名を最も一般的な形で伝えているのは、ジイト／リストの『経済学説史』であろう。ジイト／リストは、経済学の歴史を自由主義の経済学とこれに対立する異端者の経済学という二つの大きな流れで捉え、後者の異端者の流れの中に、ラッサール派やマルクス派と並んで、「キリスト教に基礎を置く諸学説」を加え、その中に「社会的カトリック派」という1節を設けて、ケッテラーの学説を登場させている³⁾。そこでは、生産組合の設立によって労働者問題の解決をめざそうとした、賃金鉄則信奉者としてのケッテラーの姿が描かれている。しがしながら、それは、19世紀を生きたケッテラーの思想像の一部を伝えているにすぎない。

ヘフナーは、『19世紀におけるドイツ・カトリックと社会問題』において、19世紀の前半を「陰鬱なプロレタリア化の時代」、後半を「階級闘争的連帯の時代」として捉え、そこにおける社会的カトリシズムの生成と発展の過程に考察を加えている。それによれば、19世紀前半においてすでに様々の社会改革案が提唱されていたものの⁴⁾、まだ明確な方向性を形造るに至っていない。19世紀後半に至ってようやく、資本主義体制の根本的変革をめざす社会改革的方向と資本主義の改良を志向する社会政策的方向という、二つの大きな流れが形成されてくる。19世紀の前半と後半を生きたケッテラーは、あたかもダムのように様々の流れを集めて一つの大きな流れへと

方向づけていった。ケッテラーを抜きにしてドイツの社会的カトリシズムについて語ることはできない。その生成と発展の跡を訪ねていくとき、ケッテラーの大きな存在へたどり着くのである。マインツの大聖堂を訪れた者は、右手の小祭壇の横に眠っているケッテラーに気づくであろう。「社会的使徒」「労働者の司教」といわれたマインツの司教ケッテラーの思想を訪ねてみよう。

II. ケッテラーの生涯とその時代

ケッテラー (Ketteler, Wilhelm Emmanuel Freiherrn von) は、1811年12月25日、ケッテラー男爵の9人の子供の中の4番目の息子として、ミュンスターに生まれた。はじめは父の居城で教育を受けていたが、14歳からスイスのヴェリスのブリークにあるイエズス会の寄宿学校へ送られた。ゲッティンゲン大学、ベルリン大学、ハイデルベルク大学、ミュンヘン大学で法学および国家学を修めた後、1835年、司法官試補試験に合格し、ミュンスターでプロイセン政府の行政職に就いた。大学時代のケッテラーは、社会問題にもカトリック教会をめぐる政治的状況にもほとんど無頓着に、学生生活を満喫し、取っ組み合い好きの彼の鼻先は決闘で削ぎられていた。

1937年の「ケルン紛争」(Kölner Wirren) は、ケッテラーの生涯に一大転機もたらした。混宗婚の場合、子供の教育は父親の宗教に従うべしとした、1803年、東エルベ地方に出された内閣令は、カトリック教会の教育権を国家の支配下に置こうとするものであったが、やがてこの内閣令が他の地方にも拡大されるにつれて、ローマ教会法に従うカトリック教会とプロイセン国家との対立が次第に激しさを増していった。1937年11月、ケルンの大司教ドロステ (Droste, Clemens August Freiherrn von) が政府の方針に従わなかったことを理由に逮捕・幽閉されると、政府に対するカトリックの反抗が一気に高まった。これが「ケルン紛争」であった。ケッテラーは、良心の犠牲を要求するプロイセン政府に奉仕することを潔しとせず、

官吏の職を離れた。

司祭への道を漠然と思いながらも、ケッテラーは、不決断の時期をミュンヘンで過ごした。この時代に「ゲーレス・クライス」(Görres-Kreis)の人々と出会っている。息子(Görres, Guido)と共に“*Historisch-politische Blätter*”を主管していた、ミュンヘン大学の歴史学教授、ゲーレス(Görres, Josef von)の周りには、自由主義と自由主義国家に対決して、ドイツ・カトリックの思想的・政治的フロントを形成しようとする人々が集まっていた。さらに、アイヒシュテットの司教ライザッハ(Reisach, Karl August)との出会いがケッテラーを司祭の道へ決定的に導くこととなった。1841年から1843年までアイヒシュテットとミュンヘンで神学を学び、ミュンスターで司牧神学の教育を受けた後、1844年、同地で司祭へ叙階された。この間、ミュンヘンで再びゲーレス・クライスの人々と交わるとともに、後に「職人の父」(Gesellenvater)と呼ばれるようになるコルピング⁵⁾(Kölping, Adolf)にも出会っている。

1844年秋から2年間、郷里に近いベックムで助任司祭として働いた後、1846年秋にはホープシュテン教区の司祭となった。とりわけ飢饉やチフス流行の最中に示されたケッテラーの犠牲的愛徳に、ホープシュテンの農民たちは、「農民司祭」(Bauernpastor)と彼のことを親しみをもって呼ぶようになった。

1848年5月、パウルス教会のフランクフルト国民議会に選出されたことは、ケッテラーの生涯にさらに決定的な転機をもたらした。それは、一地方の「農民司祭」をドイツ・カトリックをめぐる全国的な戦線の舞台へ一気に引き上げることとなった。1848年9月、民衆暴動の犠牲者のために行った追悼⁶⁾の中で、ケッテラーは、「ヒューマニズム、光輝、啓蒙などと自称し⁷⁾」、「神への信仰を国民から奪い取ろうとしている⁸⁾」ものこそ虐殺の真犯人である、自由、平等、平和といった崇高な理念はキリスト教の真理なくしては実現し得ないとして、時代精神とそれを支える諸勢力に公然と宣戦を布告した。短い追悼演説ではあったが、後に「闘いを辞さない司教」

(streitbare Bischof) と称されるようになるケッテラーの姿を彷彿とさせるものがあった。これによって、ケッテラーの名はドイツ・カトリック界に広く知られるようになった。

1848年10月3日、マインツにおいて最初の「カトリック会議⁹⁾」(Deutsche Katholikentage)が開催された。参加者たちは、「われわれの三月革命事件、カトリック的国民生活の春の曙、結社権の自由として¹⁰⁾」これを讃えた。議長には、1837年バーデン州議会でドイツで最初の社会政策綱領を展開してつとに高名であったブスが任命された。社会問題とその解決がこの会議の最も重大な関心事であった。ケッテラーは、会議二日目の10月4日、宗教と自由について語るとともに、「社会問題の究極的な解決は、カトリック教会以外になし得ない。国家は望むままに決定を行うであろうが、社会問題を解決することはできない¹¹⁾」として、社会問題の解決をドイツ・カトリックが取り組むべき最重要課題として提起した。

第1回カトリック会議におけるこの演説がきっかけで、この年の待降節にマインツ司教座聖堂において6回にわたる説教を行うこととなった。「現代の重大なる社会問題」と題されたこの連続説教¹²⁾は、ケッテラーの名をいっそう高めるものとなった。

この説教において、ケッテラーは、個人の絶対的自由を主張する自由主義的・反キリスト教的時代精神を、人間とその共同体に破壊と混乱をもたらしている諸悪弊の根源として告発し、これに対してキリスト教に内在している本源的な力の再認識とそれによる人間社会の刷新を、カトリック教会の特別の使命・責務として明らかにした。「しかし、このような時代にあっては敬虔な信仰だけでは十分ではない。行いによってその信仰が真実であることを証ししなければならない!¹³⁾」と。“時のしるし”(die Zeichen der Zeit)を見極めるためには、「現代の社会的状況、とくに有産者と無産者の分裂、われわれの貧しい同胞の状態、これを救済する方法について考察しなければならない¹⁴⁾。」「現代を理解しようとすれば、社会問題を認識しなければならない¹⁵⁾。」そして、社会問題の真の解決の鍵は、キリスト教の精神

の中に求められなければならない、そのためにカトリック的社会教説の貴重なる遺産、とりわけトマス・アクィナスの社会哲学に学び、これを社会改革の基礎としなければならない、と主張した。われわれは、そこに、情熱あふれる「社会的使徒¹⁶⁾」(soziale Apostel)の姿を見い出すとともに、「ローマン主義的な観念や改革構想とは異質の客観的かつ冷徹なケッテラーの気質¹⁷⁾」をかいま見ることができる。

その後、1849年、ケッテラーは、ベルリンの聖ヘードヴィッヒ教会の司教座聖堂首席司祭に就任したが、直ぐに1850年6月にはマインツの司教に叙任された。マインツこそは、「キリスト教的・カトリック的意味における社会的啓蒙を開始し、聖ボニファチウスの説教壇から、新しい時代の大いなる使命に向かって、新生せるカトリシズムを始動させるに最もふさわしい土地¹⁸⁾」であった。「労働者の司教」(Arbeiterbischof)として、「社会的司教」(soziale Bischof)として、あるいは「覆面の社会主義者」(verkappte Sozialist)として、ここマインツを舞台に、ケッテラーの本格的な活動が開始される。1864年の著『労働者問題とキリスト教』、1869年の講演「宗教と道德に対する関連からみた労働者運動とその志向」、同年のフルダ司教会議における講演「工場労働者に対する教会の配慮」、1873年の著『ドイツ帝国におけるカトリック教徒——政治綱領草案』、1877年の司教教書「カトリック労働者は社会主義労働者政党に加入し得るか」などに、それをみることができる。

1877年7月13日、ローマからの帰国の途中、バイエルンのブルクハウゼンにあるカプチン会修道院で、65歳の生涯を閉じた。ケッテラーの最も親密な敵対者であった“*Frankfurter Zeitung*”は、「このヴェストファーレンの貴族の子孫ほど、知識と実践的行動において卓越した高位聖職者をおつてドイツは知らない¹⁹⁾」と、ケッテラーの死を悼んだ。

ケッテラーが生きた19世紀ドイツは、教会史的に眺めると、衰退から再生へ、再生から新生へ向かう世紀であった。19世紀初頭までのドイツ・カトリックは、宗教改革とその後に引き続く多くの戦乱の中で久しく沈滞し、

フランスから押し寄せた啓蒙思想は教会の権威を失墜せしめ、それに加えてプロイセン政府の国教会主義は教会の制度的弱体化に拍車をかけていた。この衰退したドイツ・カトリックに再生をもたらしたものは、同じくドイツに国民意識の高揚をもたらした浪漫主義の思潮であった。浪漫主義を通してカトリック的伝統の再認識とその使命の再確認がなされ、その成果は、まず改宗運動 (Konversionsbewegung) として、また教会の制度的改革運動として、そして、社会的啓蒙をめざす出版運動 (Pressebewegung) として現れた。とりわけ、1839年、“ゲーレス・クライス” から誕生した “*Historisch-politische Blätter*” は、社会問題へ鋭い切り込みをみせ、やがてカトリック社会運動の指導的機関誌へ発展していった。

19世紀前半のドイツは、産業化の歩みの後に「庶民層の一般的貧窮化」 (Pauperismus) という暗い影を引きずっていた。まさに「陰鬱なプロレタリア化の時代」であった。30年代から40年代にかけて、これまでの慈善的な救貧活動の域を出て、社会問題と根本的に対決してその解決に努力する人々が登場してきた。とりわけバーダー²⁰⁾とブス²¹⁾の名をあげておかなければならない。ケッテラーに先立つ人々であった。

III. 『労働者問題とキリスト教』 (1864年)

マインツの司教に就いてから最初の10年間はあまり大きな執筆活動はなかったが、60年代に入るとまさに「闘いを辞さない司教」として活発な文筆活動を展開する。ヴィゲナーは、その著『ケッテラー——19世紀のドイツ人司教の生涯』において、1859年から1870年までの20年間を、「ドイツ統一運動の時代状況におけるケッテラーの教会政策・社会政策・国民政策²²⁾」の時期として捉え、1862年の著『自由、権威、教会』を「自由主義との教会政策的闘い」、1864年の著『労働者問題とキリスト教』を「自由主義との社会政策的闘い」、そして、1867年の著『1866年戦争以後のドイツ』を「ドイツにおける国民政策的闘い」として位置づけている。われわれの手

元にある1890年版の『労働者問題とキリスト教』には、中央党党首のヴィントホルストが推薦文を寄せ、「マンチェスター派自由主義がすべての世論を支配していたかの時代に……その誤謬と欠陥を明らかにしつつ、キリスト教的社会改革の旗印を掲げる勇気を示した、カトリック教会の高位聖職者²³⁾」ケッテラーに対して、深い敬意を表している。

1. 労働者問題

ケッテラーはいう、「いわゆる労働者問題は、その本質において労働者の生計問題である。まず第1に、それは、生計、すなわち衣食住という必要不可欠の生活手段の調達であるだけにいっそう切実であり、第2に、他の身分階級に比較して労働者の圧倒的な多さのゆえにいっそう重大となる²⁴⁾」と。問題の重大性にもかかわらず、自由主義的支配政党も“民衆の友”も真の解決には無関心で、労働者を政治的に利用するだけである、と批判する。

ケッテラーは、労働者階層の状態を見て、「これほど悲しむべき事実を知らない²⁵⁾」、まさに「現代の自由主義的ヨーロッパの奴隷市場である²⁶⁾」と慨嘆する。人間労働を「人間商品」(Menschenware)と呼ぶ。商品の法則の下に置かれた労働の価格は、「現代においては最も厳密な意味における生活必需に従って、つまり人間が衣食住について必要不可欠とするところのものに従って決定される。この法則の正しさは、ラッサールとその反対者との間のよく知られた論争が証明するところであって、これに反対する見解は、民衆の目を騙すものである。まったく正当にも主張されているように、この法則にこそ労働者問題のすべてが横たわっているのである²⁷⁾」と。賃金は、労働という商品の特殊な性格からしばしば労働の生産費、つまり最低生活費以下に下落して、労働者の生存すら危機に曝されることになる。

『労働者問題とキリスト教』におけるケッテラーは、明らかに「賃金鉄則」(eherne Lohngesetz)に立っている。フランツが指摘しているように、「一般に当時の社会主義者たちに劣らずキリスト教社会改革者たちもまた

ロードベルトウスの信奉者であった²⁸⁾。」ケッテラーの素朴な賃金鉄則信奉を責めるのはたやすいが、ジイド／リストと共に、「ロードベルトウスの理論そのものは統計の示す事実により近いように思われるという点は、これを認めなければならない²⁹⁾」であろう。

労働者問題は、二つの根源から発生している。第1は、賃金鉄則の貫徹を許しているところの経済的自由主義であり、第2は、資本の圧倒的な優位である。

第1点についていう、「営業の自由が必要なものであるとしても、無制限の自由が労働者住民の全体へ直接かつ必然的にかのような状態をもたらすものであることを、民衆に隠すべきではない³⁰⁾。」「労働を他人に提供しそれによって生活している者は、一定の保障された生活の継続と、競争によってその生存が日々危ぶまれないような保護について、これを求める道徳的権利 (ein moralische Recht) を有している³¹⁾」と。ここでケッテラーは、ツンフト制度に含まれていた「労働者の保護」という観点に注意を促している。そして、自由と権威を濫用し、この「道徳的権利」をないがしろにしている経済的自由主義を告発する。

資本の圧倒的優位がさらに労働者問題を深刻化せしめる。まず、個人の手の中や個別企業に大規模に蓄積された資本は、独立した労働者、とりわけ手工業労働者を没落せしめ、「純然たる賃金労働者と日雇い労働者を際限無く増大せしめ、営業をますます集中させていく³²⁾。」ところが、資本は、機械と結合することによってさらに労働者の生活を圧迫する。「商品の価格は、資本と機械の結合によってさらに引き下げられる。機械によって生産された商品の価格は、もはや労働者の生計費によってではなく、機械の購入費とその操業費によって決定されるところが大きくなる。それゆえ、今や労働者は機械の商品価格とも競争関係に立たされることになる³³⁾。」

このように労働者問題を分析した後、ケッテラーはいう、「ツンフト制度の中にもち込まれていた欠陥からその中に含まれていた正しいものを識別し、これと営業の自由の要求に含まれている正しいものとを結びつけるの

は、国家権力の課題である³⁴⁾』と。ここには、マンチェスター派自由主義の「夜警国家」に対して、国家を共通善 (Gemeinwohl) に立った秩序形成者として捉える、新たな国家観が主張されている。ケッテラーが先に指摘した、労働者の「道徳的権利」は、国家によって保障され実現されなければならないのである。

2. 労働者問題の解決

ケッテラーは、自らの解決策を提唱するに先立て、自由主義政党と急進主義政党の諸提案を批判的に検討する。

自由主義政党は、労働者問題の解決策として三つのことを提案する。(1) 無制限の営業の自由・商業の自由・移動の自由の確立、(2) 労働者の個人的な自助努力と労働者階級の教育、(3) 社会的自助としての労働者協同組合 (Arbeitergenossenschaft) の結成。

第1の提案について、ケッテラーは、「人類の完全なる粉砕である。この政党が有している純然たる機械的・合理主義的見解が根底にある³⁵⁾』としてこれを否定する。人間は単なるアトムではなく、個性や能力において多様であり、また加齢とともに人間は変化する存在であるから、これを無視するような社会の形成は、「人間に対する明白なる犯罪³⁶⁾』であると断言する。第2の提案に関して、自由主義政党は、キリスト教的救貧活動は労働者の怠慢を助長するものであり、むしろ労働者の自助努力を促進することによって真の労働の価値が実現されると主張する。このような考え方を、ケッテラーは、キリスト教的労働観に立って批判する。また、労働者の自助努力の育成を目的とする「労働者教育協会」 (Arbeiterbildungsverein) は、労働者の悲惨な状態を何ら変えるものではなく、「労働者階層を騙すペテン³⁷⁾』にすぎないという。「子供たちさえ学校に行くべき時間にしばしば労働をしているではないか³⁸⁾』と。「労働者協同組合」の提案に関する批判については次節でみることにしよう。

急進主義政党の提案としては、ラッサールの生産組合論が取り上げられ

ている。ケッテラーは、ラッサール (Lassalle, Ferdinand) の功績を「労働者の状態を仮借なき鋭さと真実をもって明らかにした³⁹⁾」として高く評価するが、その生産組合論については、キリスト教的所有権思想を立場としてこれに徹底的な批判を加えている。これについては次節において触れる。

では、キリスト教は、この「新しい奴隷制度」から労働者階級を救出し得るのであろうか。ケッテラーは、キリスト教が古代ローマにおいて奴隷制度の精神を打ち破ってきたことを想起させる。「世界をこの新しい奴隷形態から解放し、神の与え給うた力とその永遠に新たなる生命をこの務めのために生かしていくことが、キリスト教の使命である⁴⁰⁾。」もっとも、「キリスト教的愛とキリスト教的精神がどのような道を進むべきかについては……私自身まだ十分にそれを示すことはできない⁴¹⁾」と。このような限定をつけつつ、ケッテラーは以下のような解決案を提唱する⁴²⁾。

- (1) 労働不能の労働者のための施設の設置と運営
- (2) 人間共同体の基礎となるキリスト教的家庭の建設
- (3) キリスト教的教育による労働者の精神的自助の確立
- (4) キリスト教的精神に基づく自助組織(手工業者協会、職人協会など)の結成と促進
- (5) 生産組合 (Produktiv-Association) の建設と促進

第4の自助組織の中の「職人協会」については、「主としてカトリックの領域で生成したものであるから、それは労働者問題の解決のためになされたカトリックの貢献であるといえる⁴³⁾」として、暗にコルピングの業績を讃えている。ケッテラーは、これらの五つの解決案の中でとくに第5の「生産組合」について多くの紙数を費やしており、生産組合の可能性に大いなる期待を寄せていたことがうかがわれる。

IV. 生産組合の提唱

当時のドイツにおける生産組合 (Produktivgenossenschaft) の運動は、その発祥の地であるイギリスやフランスに比べてそれほど盛んなるものがあったわけではない。むしろ単なるパローレに終わった感が強い。ラッサールは、国家社会主義の立場から、フーバー (Huber, Victor Aimé) は、プロテスタンティズムの立場から、そして、ケッテラーは、カトリック的観点から、それぞれ生産組合の設立を提唱していた。他方、マンチェスター派のシュルツェ・ディーリッチ (Schultze-Delitzsch, Hermann) は、すでに信用組合や原料組合、消費組合などを創設して、自由主義的協同組合運動を展開していた。この自由主義的運動については、ケッテラーは、「もし自由主義政党が正しく行動するとすれば、協同組合を促進するよりもむしろこれを禁止する役割を果たさなければならないだろう⁴⁴⁾」として、競争制限的組合原理と経済的自由主義との矛盾および自由主義の原子論的組織原理と有機的協同組合原理との対立を指摘している。

生産組合の思想はフランスから伝えられた。ドイツにとくに影響を与えたのは、『労働者組織論』 (L'Organisation du travail, 1841) をもって有名になったルイ・ブラン (Blanc, Louis) とサン・シモン学派のビュシェー (Buche, Philip) あった。ルイ・ブランは、自由競争の諸弊害から労働者を救済し労働者の新しい秩序を形成するために「社会工場」 (L'atelier-social) を提案した。資本主義企業との競争を通じてこれを駆逐し、「社会工場」が細胞となるような経済社会の建設を構想していた。ビュシェーの構想もそれと類似のものであったが、ルイ・ブランが資本を政府に仰ぎ大規模工業を中心とする強制加入の生産組合を主張したのに対して、小規模経営から出発する任意加入の生産組合を提唱した。ラッサールの生産組合の構想はルイ・ブランによるところが大きいですが、ケッテラーのそれはビュシェーに近かった。

ケッテラーの生産組合論を聞こう。「生産組合の本質は、労働者が企業経

営それ自体に参加するところに存する。労働者は、企業の労働者であると同時に経営者 (Geschäftsunternehmer) であり、それゆえ、労働者賃金と本来の利潤 (Geschäftsgewinn) 参加分という二重の所得を得る⁴⁵⁾。「もし生産組合が実現されるならば、労働者問題の最も直接的かつ最も具体的な解決策が得られるであろう。現在労働者が受け取っている賃金は、市場価格によって最低水準まで引き下げられるが、労働者には賃金以外に新たな所得の源泉が生まれてくるからである⁴⁶⁾。」これは、賃金鉄則の信奉者たるケッテラーにとって、単純にして明快なる論理的帰結であった。賃金以外の所得源泉は、資本の取り分になっていた領域にしかない。そのためには労働者は同時に企業経営者とならなければならない。ここには、フーリエが描いたような「ファランステール」やオーエンが追求した「新秩序」の如き、完全組合主義の理想社会が構想されているわけではない。ただもっぱら労働者階級の物質的困窮を救済する手段として、生産組合が提唱されているのである。

『労働者問題とキリスト教』には生産組合の具体的プログラムは提示されていないが、すでに1848年の第1回カトリック会議以来、生産組合の設立はプロレタリア救済策のひとつとしてたえず論議の的となってきた。1863年9月のフランクフルト・カトリック会議では、すでにスイスにおいて生産組合を「修道院工場⁴⁷⁾」(klösterliche Fabrik) として建設する試みを展開していた、カプチン会司祭のフロレンティーニ (Florentini, P. Theodosius) が、生産組合の理念とその実現について演説を行って注目を集めていた⁴⁸⁾。ケッテラーは、とくにラッサールとフーバーに助言を求めていたようである。1864年1月16日付けでラッサールに匿名で手紙を書き、1月21日にベルリンから返事をもらっている⁴⁹⁾。ケッテラーは、五つの生産組合の設立を計画していたといわれているが、いずれも実現しなかった。彼は、まず、「生産組合を設立するための協会」(Gesellschaft zur Gründung der Assoziationen) を創設することを考えていたようである。この協会の定款案⁵⁰⁾を見ると、彼の生産組合の構想がほぼ明らかとなる。

ここで、ケッテラーは、設立資金を善意の寄付に求めている。他方、ラッサールは、それを国庫に求め、それを実現するために生産組合の運動と普通選挙の要求を結びつけようとした。ケッテラーは、これを国家による私的所有権の侵害であり自然法に反すると批判した⁵¹⁾。しかし、生産組合運動にとっては、設立資金をどう調達するかが大きな問題であった。「生産組合の設立にあたっての最大の困難は、必要とする資本の調達である。大企業家は、裕福な資本家か巨額の資本を投下した会社である。多大の資本を集めることのできない生産組合が、このような資本力のある会社や資本家と競争することは不可能である⁵²⁾」と。ケッテラーも現実の厳しさを十分に認識せざるを得なかった。

1864年にはラッサールが死去した。その翌年にはフロレンティーニも世を去り、その死と共にスイスにおける生産組合の試みも頓挫してしまう。しばらくすると、ケッテラー自身も労働者救済の手段としての生産組合の有効性に懐疑的となり、次第に彼の論調からも姿を消していく。後にヒッツェも「生産組合の理念は、今日でもわれわれの中に生き残っているが、今一度そこに立ち戻ることはできない⁵³⁾」と述べているように、60年代の末になると社会的カトリシズムから生産組合の熱気は完全に消え去っていった。「生産組合の理念を受け入れるさいに犯された根本的な過ちが、はたしてどこまで生産組合は今日の変化した産業活動の本質的かつ体制形成的の制度となり得るか、また、いかにして生産組合を産業政策および社会的・国家的組織へ組み込むべきか、という政策上の問題を等閑に付してきたところにあった⁵⁴⁾」ことは、否定できないであろう。

しかしながら、労働者階級の物質的困窮を救済する手段としての生産組合の意義はこうして失われていったとはいえ、生産組合の中に含まれている、労働者が経営に参加するという思想は、むしろ経済社会における労働者の市民権の回復という、より広いパースペクティブの下で社会的カトリシズムの中に生き続けていく。

V. 生産組合から労働組合へ

1869年7月25日、オフエンバッハ近郊のリープフラウエン・ハイデの聖堂で、とくに招かれた工場労働者たちを前に、ケッテラーは、「宗教と道徳に対する関連からみた労働者運動とその志向」と題する講演を行った。この講演の草稿は、同年8月に小冊子として発行されるが、数日で5千部が捌かれ、この年だけ4版を重ねた。われわれの手元にはその第3版がある。この講演は、それ以来「キリスト教労働者運動のマグナ・カルタ」(Magna Charta der christlichen Arbeiterbewegung)と呼ばれるようになる。1864年の『労働者問題とキリスト教』からこの講演に至る5年間の間に、労働者問題に対する基本的理解においては一貫性を保ちつつも、問題解決の手段については大きな変化が生じてきている。生産組合に代わって労働組合が有力な手段として登場してくるのである。

1863年にはラッサールによって「全ドイツ労働者協会」(Allgemeine Deutscher Arbeiterverein)が結成され、1869年には自由主義的な労働組合「ヒルシュ・ドゥンカー労働組合」(Hirsch-Dunckersche Gewerkverein)が設立され、また、すでに「労働者教育協会」(Arbeiterbildungsverein)の運動が自由主義者や急進主義派によって進められていた。しかしながら、この当時のドイツではまだ本格的な労働組合の生成・発展を許すような政治的・社会的条件は整っていなかった。「ヒルシュ・ドゥンカー労働組合」の創設者ヒルシュ(Hirsch, Max)がイギリスの労働組合運動に範を求めなければならなかったように、ケッテラーもまたイギリスに学ばねばならなかった。とりわけ後に「講壇社会主義者」の一人として著名となるブレンターノ(Brentano, Lujó)を通して、イギリスの労働組合についての理解を深めた。

労働組合の最初の素朴な構想はメモの形で残されているが⁵⁵⁾、この段階ではまだ十分に構想が煮詰まっていない。しかしながら、全労働者を労働組合に結集してその組織力でもって、労働者の経済的地位を引き上げよう

とする基本的思考は、はっきりと現れている。この基本的方向は、1869年の講演「宗教と道德に対する関連からみた労働者運動とその志向」において綱領的な明瞭さをもつに至っている。

「労働者階層におけるあらゆる運動に意味を与え、それに固有の本質を形成している根本的な方向は、労働者の団結、労働者の結合であり、こうして一体化された力によって労働者の利益を主張しようとするものである⁵⁶⁾。」「そして、このように労働者を組織しその連帯の力で労働者の利益と権利を追求しようとする方向は、集中された資本の権力によって労働者階層が完全に圧倒されないがためには、正当かつ有効なる方法であるといえる⁵⁷⁾。」

カトリックの司教がこのように労働者の団結権を正当な権利として宣言したこと自体、当時、誠に驚くべきものがあつたにちがいないが、ケッテラーは、さらにストライキについてもこれを正当なる手段として明らかにする。イギリスにおける労働組合運動の展開を例証しつつ、ストライキについての正しい認識を啓蒙する。

「資本と大事業者に対抗する労働組合 (Trades-Union) の主要な手段は、ストライキである。ストライキは、経営に混乱を生ぜしめるとともに労働を停止した労働者の側では賃金が支払われないので、利益よりはむしろ損失を労働者にもたらすものだという主張がしばしばなされてきた。しかし、このような意見は全般的に全くの誤りである。イギリス人のソーントンが確信をもって示しているように、ストライキによって賃金は著しく引き上げられてきた。労働組合がその活動を開始して以来、この40年間に、若干の企業ではおよそ50パーセント、他の多くの企業では25～30パーセント、それ以外でも最低15パーセントの賃金上昇があつた。……適正な賃金引き上げを求める、このような運動は、決して非難されるべきものではない。人間の労働にはそれにふさわしい賃金が支払われて然るべきだということは、正義の要求であり、キリスト教の要求である⁵⁸⁾。」ただ、ストライキによる賃金引き上げについて、ケッテラーは以下のような忠告を与えている。

まず第1に、賃金の上昇には限界があるということである。「賃金の自然的な限界は、そこで労働者たちが働いている企業の収益性 (Rentabilität) に横たわっている⁵⁹⁾。」第2には、ストライキはあくまでも経済的な闘争手段であるということである。「労働者の物質的状态の改善をめざすこのような運動が労働者の中でますます強くなりつつある現代において、きわめて重要なことは、このような要求は適正な限界を越えてはならないということであり、全く別の目的のための手段として労働者が濫用されてはならないということである。使用者と労働者の間の闘争が目標ではないのであって、労使間に合法的で平和な関係を築くことが目的なのである⁶⁰⁾」と。ここでは、労働組合運動における階級闘争的思考が明白に否定され、労使協調・労使協働が労使関係を秩序づける基本的思考となるべきであるという思想が示されている。

このようにストライキは、ケッテラーにおいては、労働者の正当な権利として積極的に肯定されているが、それがカトリック社会教説の中で市民権を得るには長い年月を要した。1891年に発布される、レオ13世の社会回勅『レールム・ノヴァルム』は、ケッテラーの「宗教と道德に対する観点からみた労働者運動とその志向」と同様に、「カトリック労働者運動のマグナ・カルタ」と呼ばれるようになるが、ストライキについてはケッテラーよりもはるかに後退を示しており、カトリック教会がストライキ権を労働者の基本的権利として公式に認めるまでには、1931年のピオ11世の社会回勅『クワドラジェジモ・アンノ』の出現を待たねばならなかった。

組織力を支えとして労働組合がどのような課題に取り組むべきであるかについて、ケッテラーは以下のような六つの課題をあげ、キリスト教の立場からそれぞれに検討を加えている。(1) 賃金の引上げ、(2) 労働時間の短縮、(3) 安息日 (日曜・祝日) の確保、(4) 学校教育を受けるべき児童の工場労働禁止、(5) 女性、母親の工場労働の禁止、(6) 少女の工場労働の禁止、である。そしていう、「労働者階層の諸要求が正当なものであるかぎり、宗教と道德はこれを真に擁護するものである⁶¹⁾」と。

ビスマルクの「文化闘争」(1871~1887年)と「社会主義者法」(1878~1890年)によってキリスト教労働者運動は弾圧され、1890年代に入ってようやくキリスト教労働組合の結成が行われる。ケッテラー自身はキリスト教労働組合の生成・発展を目にすることはなかったが、1869年7月、リープフラウエン・ハイデの聖堂に集まった工場労働者たちを前にして、労働者問題の解決に労働者の団結、労働組合の結成が必要かつ有効な手段であることを明らかにしたことは、この講演をして「キリスト教労働者運動のマグナ・カルタ」と呼ばわしめるに十分値するものがあったといえよう。

VI. 労働者保護政策の主張

労働者問題の解決に労働者の自助、とりわけ労働組合の結成がきわめて有効であるとしても、それだけでは不十分である。とりわけ国家の役割が重要となる。1865年9月、マインツ職人協会の記念祝賀会でこの点について明確に語っている。「もし国家が大規模で重要な企業を国家の援助で支援したり助成することを義務とするのであれば、労働者階級の援助は当然の義務である。人間的で真のキリスト教的原理が社会にますます浸透し、労働者階級がますます組織化されてゆけば、国家と立法もまた労働者の福祉と繁栄に配慮せざるを得なくなるだろう⁶²⁾」と。

労働組合運動についてイギリスに学んだように、労働者保護立法についてもイギリスに学びつつ、ケッテラーは、1869年9月のフルダ司教会議における報告「工場労働者、職人、徒弟および仕事なき女奉公人に対する教会の配慮⁶³⁾」や1873年に出版された『ドイツ帝国におけるカトリック教徒——政治綱領案』において、労働者保護立法の必要性とその内容について考察を加えている。国家は立法を通して何をなすべきか。「第1に、労働者階級の組合的な団結に対して法的支援を与えることであり、第2には、労働者階級とその家族を不当な搾取から法的に保護することである⁶⁴⁾」と。かつては、ラッサールの国家社会主義に反対して、むしろ労働者階級の自助

が労働者問題解決の主要な手段となるべきだと考えていたが、60年代の末以降になると、労働組合と並んで、国家による労働者保護立法を有効かつ採るべき手段として強く主張し始めた。すでに1869年6月に制定された「北ドイツ連邦営業法」の第127条以下には工場労働者の保護規定が盛り込まれていたが、ケッテラーはさらに次のような法的規制の必要性を主張している⁶⁵⁾。

- (1) 14歳未満の児童の工場労働の全面的禁止
- (2) 既婚女性（家庭の主婦）の工場労働等、家庭外の労働の禁止と未婚女性の職場における男女の分離
- (3) 安息日（日曜）および祝日の労働禁止
- (4) 標準労働時間を10時間、最長でも11時間とする。
- (5) 工場監督官（Fabrikinspector）の任命もしくは労働監督官庁（Arbeiteramt）の設置

「労働者階級は、少なくとも自らの組織によって自らを守ることができない限り、資本の圧倒的優位に対して、労働者階級自体とその健康、労働力および家族を国家が保護すべきことを国家に要求することは、正当な権利である⁶⁶⁾」と主張する。プロイセン国家に対する不信感には払拭し難いものがあつたとしても、ケッテラーは、一般的秩序形成者としての国家が、社会的不均衡に由来する弱者を保護し、その自助力の回復を促進することを、国家に要求するのである。

VII. 結 論

グレービングは、その著『ドイツ労働運動史』において、以下のようなケッテラー理解を示している。「ケッテラーは、社会問題に対するカトリシズムの新しい方向づけに始動を与えた。それは、資本主義体制を止揚してキリスト教的な“職能団体的 (korporative) 社会体制”によってこれを代替しようとする方向ではなく、それを国家の支援と労働者の共同体的努力の促進および労働者の社会への再統合によって実現しようとするもので

あった⁶⁷⁾』と。われわれもまたほぼ同じ結論に導かれてきた。ケッテラーは、自由資本主義の悪弊を容赦なく告発しつつも、これを復古的社会秩序によって代替しようとする浪漫主義的カトリシズムからは完全に解放されていた。トマス・アクィナスの自然法思想に基づく彼の社会哲学が、そのような浪漫主義的帰結を許さなかったというべきであろう。

労働者階級の悲惨な状態とその緊急な救済という課題は、自由資本主義に対するケッテラーの批判をきわめて厳しいものになっている。しかしながら、それは産業革命以来出現してきた産業主義それ自体を否定するものではなかった。ストライキについて、「使用者と労働者の間の闘争が目標ではないのであって、労使間に合法的で平和的な関係を築くことが目的なのである⁶⁸⁾』と述べる時、経済社会の一肢体として、共同の自助努力によって調和ある労使関係の維持・形成に努めることを、労使双方に対して要求しているのである。近代的な労使関係の形成によって自由資本主義の弊害を克服できるとケッテラーは考えている。この点で、労働者の団結権の立法的保護を主張していることはきわめて注目される。われわれは、ここに、今日いうところの「社会的パートナーシップ」の思想的淵源を見出すのである。

労働者階級を社会の有機的肢体としてどのように統合していくかという問題は、ケッテラーとその時代の社会的カトリシズムにとって最も重要かつ根本的な問題であった。ケッテラーは、労働組合運動の発展の中に進むべきひとつの方向を見い出している。これはやがてキリスト教労働組合運動の生成・発展へつながっていくであろう。他方、経営における労働者の統合を生産組合の思想の中に求めようとした。生産組合の運動それ自体は挫折してしまうが、そこに含まれていた労使協働の思想は形を変えつつ発展していくであろう。ケッテラーはいう、「トレード・ユニオンの如くに労働者の賃金引き上げを目的としているのみならず、労働者が共同所有者の一部になることにより、あるいは企業利潤の一部を労働者に指定することによって、労働者を企業の利潤にも参加させるような協働体 (Verein) に

ついて指摘することができる。このいわゆるパートナーシップについて私はとくに喜んで話したい⁶⁹⁾」と。それはやがて共同決定や所有参加、経営的パートナーシップの思考へつながっていく。

マンチェスター自由主義に対する仮借なき攻撃は、企業者階級に対するケッターの期待が皆無であったが如き印象を与えるが、むしろ企業者に寄せる期待には大いなるものがあったというべきであろう。当時すでに社会倫理的に行動する企業者の存在は、ケッターにおいても十分に察知されており、フルダの司教会議における講演ではそのいくつかの実例が紹介されている。トイテベルクは、「カトリック側での社会倫理的に行動する企業者たちの精神的父は、たくましきマインツの司教ケッターであった⁷⁰⁾」と述べている。「社会的使徒」としてのケッターの精神は、やがて企業者たちによっても継承されていくであろう。

[付 記]

ケッターについては、すでに「ヴィルヘルム・フォン・ケッター——キリスト教における経営理念(2)」(名古屋学院大学論集, 第11号, 1967年)において考察を試みたことがあるが、本稿は、それを修正したり加筆したのではなく、これまでの研究の積み重ねの上に、新たに執筆したものである。近年、南山大学の桜井健吾教授によって、本格的なケッター研究が精力的に進められるとともに、ケッターの著作の邦訳も次々に行われている。本研究も桜井教授のご研究に多くを負っている。末尾ながら謝意を表する次第である。

なお、日本におけるケッター研究としては以下のようなものがある。

平實『社会政策的協同思想——ドイツ協同組合思想史』ミネルヴァ書房, 1958年, 第3章「キリスト教的社会改革思想と労働者生産組合」

木村周一郎「19世紀ドイツ・カトリック社会運動についての覚書——ケッター社会政策思想研究のために」『一橋研究』第30号, 1975年12月。

木村周一郎「ラッセールとケッター——19世紀ドイツ・カトリック社会経済思想史の一側面」『経済研究』(成城大学) 第55・56巻, 1976年12月。

木村周一郎「ケッテラー社会経済理論における「自治」と国家」『経済研究』（成城大学）第57巻，1977年3月。

桜井健吾「近代世界とヨーロッパのキリスト教会」神戸大学西洋経済史研究室編『ヨーロッパの展開における生活と経済』晃洋書房，1984年。

桜井健吾「社会回勅の先駆者ケテラー司教」『福音と社会』140号，1990年。

桜井健吾「ケテラーの社会主義批判——1877年の遺稿ノート」『社会と理論』第5号，1998年3月。

桜井健吾「補完性原理の萌芽：ケテラーとテュージングの論争」水波朗他編『自然法と宗教』創文社，1998年。

原田哲史「アダム・ミュラーとケテラー」高橋広次編『現代社会とキリスト教社会論』南山大学社会倫理研究所叢書第3巻，1998年。

- 1) *Marx/Engels, Werke, Bd.32*, hrsg. von Institut für Marxismus und Lenismus beim ZK der SED, Berlin-Ost 1965, S.371. 大内兵衛／細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第32巻，大月書店，1973年，296ページ。
- 2) Höffner, Joseph ; *Die deutschen Katholiken und die soziale Frage im 19. Jahrhundert*, Pardeborn 1954, S.29.
- 3) Gide, Chales/Rist, Charles : *Geschichte der volkswirtschaftlichen Lehrmeinungen*, Jena 1909, 4. Aufl., 1923, SS.542-550. 宮川貞一郎訳『経済学説史』（下巻）東京堂，昭和18年，278-287ページ。
- 4) ヘフナーはそれらの諸提案を以下のようにまとめている。(1) 信念の改革，(2) 人口増大の抑制，(3) 農業の振興，(4) 手工業の振興，(5) あらゆる経済部門における中小独立生活者（中産階級）の創造と育成，(6) 労働と資本の再結合のための生産組合の設立，(7) 国家の社会政策，(8) 労働者の経営参加，(9) 労働者の財産形成，(10) 職分秩序の創造。(Höffner, Joseph : a. a. O., S.19ff.)
- 5) コルピング (Kolping, Adolf. 1814-1865) は，靴職人として働いていたが，やがて司祭となり，貧窮化する職人階級の経済的・精神的救済のために一生を捧げた。1847年に「職人協会」を創設し，1850年には「ライン職人連盟」，さらに1851年には「カトリック職人協会」を結成して，広くスイス，オーストリアまでドイツ語圏における「職人協会」の運動を展開した。(Wodka, Josef : Kolping, in ; *Katholisches Soziallexikon*, Innsbruck/Wien/München 1964, S.539.)
- 6) 対デンマークとの休戦協定を受け入れた国民議會を不服として民主主義急進派が決起し，1848年9月18日，フランクフルトで民衆暴動が勃発した。暴動鎮圧の応援に来た軍隊を迎えに出た，国民議會議員の二人のカトリック教徒が暴徒によって惨殺

された。ケッテラーは、この二人の犠牲者のために追悼演説を行うことを依頼された。

- 7) Ketteler, Wilhelm Emmanuel Freiherrn von : Leichenrede, gesprochen am Grabe der am 18. September gewaltsam ermordeten und der im Kampf gegen die Aufständischen Gefallenen, in ; Wilhelm Emmanuel Freiherrn von Ketteler : *Sämtliche Werke und Briefe, Abteilung I, Band 1, Schriften, Aufsätze und Reden 1848-1866*, hrsg. von Erwin Iserloh, Mainz 1977, S.13. 桜井健吾訳「ケッテラーのフランクフルト追悼演説 (1948年9月21日)」『南山経済研究』第11巻第3号, 1997年3月, 397ページ。
- 8) Ebenda, S.14., 同上訳, 398ページ。
- 9) 第1次大戦中と第2次大戦中の期間を除いて今日まで続いている, ドイツにおけるカトリック教徒の代表者会議である。1848年から1856年までは「ドイツ・カトリック協会」(Katholische Verein Deutschlands) の総会であった。「ドイツ・カトリック協会」は, しばしば「宗教的自由を求めるピウス協会」(Pius-Vereine für religiöse Freiheit) と称されていた, 一般的カトリック組織の上位組織であった。1869年からは各司教区代表3名および補欠代表数名から成る中央委員会が設置されたが, 補欠代表の部分が増大して, 1872年には中央委員会の構成員は270名に達した。ちょうど文化闘争が始まったばかりの時期で, 結社法に抵触するおそれからこの中央委員会は解散させられ, 1898年に中央委員会が復活するまでのカトリック会議は, 代表制をもたない大衆組織として熱弁と論争の場となった。(Müller, Dirk H. : *Arbeiter, Katholizismus, Staat, Der Volksverein für das katholische Deutschland und die katholischen Arbeiterorganisationen in der Weimarer Republik*, Bonn 1996, S.36ff.)
- 10) Filthaut, Ephrem : *Deutsche Katholikentage 1848-1958 und die soziale Frage*, Essen 1960, S.11.
- 11) Ketteler, Wilhelm Emmanuel Freiherrn von : Rede vor der ersten versammlung des Katholischen Vereines Deutschland in Mainz am 4. Oktober 1848, in ; *Sämtliche Werke und Briefe, Abteilung I, Band 1, S.18.*, 桜井健吾訳「W.E. ケッテラー『自由と社会問題について』(1848年10月4日)」『南山経済研究』第11巻第3号, 1997年3月, 386ページ。
- 12) 各々の説教に表題がついていたわけではないが, 1849年に出版された著書の目次によると, 以下のような説教が行われた。第1説教「所有権に関する教会の教え」(1848年11月19日), 第2説教「第1説教と同じ主題の継続」(12月3日), 第3説教「人間の自由に関する教会の教え」(12月17日), 第4説教「人間の決定に関する教会の教え」(12月18日), 第5説教「結婚と家庭に関する教会の教え」(12月19日), 第6説教「教会の権威について」(12月20日)
- 13) Ketteler, Wilhelm Emmanuel Freiherrn von : *Die großen sozialen Fragen der Gegenwart*, Mainz 1849, S.4., 桜井健吾訳「W.E.フォン・ケッテラー『現代の大社会問題』(1848年) —その1—」『南山経済研究』, 第2巻第2・3号, 1988年2月,

174ページ。

- 14) Ebenda, S.16. 桜井健吾訳「W.E.フォン・ケテラー『現代の大社会問題』(1848年) —その2—」『南山経済研究』第3巻第2号, 1988年10月, 118ページ。
- 15) Ebenda, S.17. 同上訳, 118ページ。
- 16) Klüber, Franz : Ketteler, in ; *Evangelisches Soziallexikon*, 4. Aufl., Stuttgart/Berlin 1963, S.670.
- 17) Höffner, Joseph : *Wilhelm Emmanuel von Ketteler und die katholische Sozialbewegung im 19. Jahrhundert*, Wiesbaden 1962, S.9.
- 18) Franz, Albert : *Die soziale Katholizismus in Deutschland bis zum Tode Kettelers*, München-Gladbach 1914, S.190.
- 19) Roos, Lothar : Wilhelm Emmanuel Frei. von Ketteler (1811-1877), in ; *Zeitgeschichte in Lebensbildern. Bd. 4., Aus dem deutschen Katholizismus des 19. und 20. Jahrhunderts*, hrsg. von J. Aretz/R. Morsey/A. Rauscher, Mainz 1980, S.22.
- 20) バーダー (Baader, Franz von. 1765-1841) は、鉱山技師で最後にはバイエルンの鉱山監督局長を務めるが、哲学と神学に深い造詣を示し、1826年にはルードヴィッヒ1世の招きでミュンヘン大学で哲学を講義した。30年代に入ると社会問題に関心を寄せ、1834年には「プロレタリアに関して」という覚書きをバイエルンの内務大臣に送った。経済的自由主義を批判しつつ、労働者問題の本質を社会構造の問題として捉え、「プロレタリアは身分制議会において請願や苦情を公的に発言する権利がある」として労働者の法的代表権を主張した。そのことによってドイツ共同決定史にその名を残すこととなった。(Stegmann, Franz Josef : *Der soziale Katholizismus und die Mitbestimmung in Deutschland. Von Beginn der industrialisierung bis zum Jahre 1933*, München/Paderborn/Wien 1974, S.25ff., Derselbe : Franz vom Baader (1765-1841), in ; *Zeitgeschichte im Lebensbildern. Bd. 3*, Mainz 1979, S.20.)
- 21) ブス (Buß, Franz Ritter von. 1803-1878) は、貧しい庶民の出であったが、卓越した資質に恵まれ、やがて大学教授となりフライブルク大学で哲学・法学・教会法を教えた。1837年の「ケルン紛争」以後は、カトリック教会の自由と権利を求めて活発な評論活動を展開するとともに、カトリック団体の組織化に自ら積極的に関わっていった。ドイツにおける政治的カトリシズムの創始者の一人である。1837年、バーデン州議会において、ブスは、労働者問題とその解決について、後に「工場演説」(Fabrikrede) と称されるようになる演説を行った。そこでは一連の労働者保護政策案が提示された。ドイツにおける最初の社会政策綱領といわれている。(Oelinger, Josef : Franz Joseph Ritter von Buß, in ; *Zeitgeschichte in Lebensbildern. Bd.5*, Mainz 1982, S.9ff.)
- 22) Vigener, Fritz : *Ketteler. Ein deutsches Bischofsleben des 19. Jahrhundert*, München/Berlin 1924, S.337ff.
- 23) Windthorst, Ludwig : Empfehlende Einleitung, in ; Ketteler : *Die Arbeiterfrage*

und das Christenthum, Mainz 1890, S.III.

- 24) Ketteler, Emmanuel Freiherrn von : *Die Arbeiterfrage und das Christenthum*, Mainz 1864, S.6.
- 25) 26) Ebenda, S.17.
- 27) Ebenda, S.15.
- 28) Franz, Albert : a. a. O., S.184.
- 29) Gide, Charles/Rist, Charles : a.a.O., S.469., 前掲訳, 170ページ。
- 30) Ketteler : a. a. O., S.20.
- 31) Ebenda, S.22.
- 32) Ebenda, S.24.
- 33) Ebenda, S.24-25.
- 34) Ebenda, S.25.
- 35) Ebenda, S.28.
- 36) Ebenda, S.30.
- 37) 38) Ebenda, S.39.
- 39) Ebenda, S.51.
- 40) Ebenda, S.83.
- 41) Ebenda, S.84.
- 42) Ebenda, S.86ff.
- 43) Ebenda, S.111.
- 44) Ebenda, S.45.
- 45) Ebenda, S.111.
- 46) Ebenda, S.112.
- 47) Höffner, Joseph : *Die deutschen Katholiken und die soziale Frage im 19. Jahrhundert*, S.33.
- 48) フロレンティーニは、スイスのベームルのオッパローテンズドルフで、女子修道会のシスターたちの協力を得て生産組合を設立していた。124人の労働者が祈りと共に労働を行う修道院的な工場であった。ビュンターは、フロレンティーニの工場は、本来の意味における生産組合ではなかったという解釈を示している。「テオドシウス神父は、使用者と被使用者の区別、したがって資本と労働の分離を無くすべきではないと考えていた。その努力は、“死せる貨幣と労働する力”との間の適正な成果分配、現代的経営社会政策の意味における社会的刷新を……めざしていた。」(Bünter, Adelhelm : *Die industriellen Unternehmungen von P. Theodosius Florentini (1808-1865)*, Freiburg (Schweiz) 1962, S.117.) なお、フロレンティーニの経営政策思想については、Gorges, Karl-Heinz : *Der christlich geführte Industriebetrieb im 19. Jahrhundert und das Modell Villeroy & Boch*, Stuttgart 1989, S. 243-256.
- 49) Roos, Lothar : a. a. O., S.25.
- 50) フランツによれば、ケッテラーは以下のような定款案を考えていた。

- (1) 協会の目的：工場および手工業事業所を建設して、そこで働く労働者に賃金の他に全体の営業利潤へ参加させる。
- (2) 実施の方法：資金が十分に準備されれば、まず単一の事業を開始する。この事業はできるだけ安定して変動がなく、巨額の設備資金を必要としないものであるべきである。第1の事業が軌道に乗り、資本ができると、第2の事業を開始する。受け入れられた労働者は、まず賃金を受け取る。年度の終りには以下のような計算が行われる。営業費、賃金、借入資本の利子を控除した後の全利潤が労働者に残される。その半額は労働者に現金で分配され、残りの半額は事業に投資される。分配は全労働者に平等に行われる。
- (3) 設立資金の調達：a) ドイツ全国のカトリック信徒の寄付による基礎資金、b) 無利子の出資金、c) 利子付きの借入金
- (4) 第2項についての例外：誠実なキリスト教徒の労働者のみを受け入れる。利潤に参加する労働者も道徳的にすぐれた者に限る。
- (5) 協会の会員：本協会の会員は、1000グルデンの資本を拠出するか、確実な方法で10年間にわたって毎年100グルデンを拠出しなければならない。
- (6) 協会の運営：a) 委員会（その規模は必要に応じて決める）、b) 必要に応じて規則を定める、c) 全会員の年次総会、d) 定款の変更にあたっては、マインツの司教が拒否権を有する。(Franz, Albert : a. a. O., S.242-243.)

なお、日本におけるケッテラーの生産組合論の研究としては以下のようなものがある。平實『社会政策的協同思想——ドイツ協同組合思想史』ミネルヴァ書房、1958年、105ページ以下。

- 51) Ketteler : a. a. O., S.51ff.
- 52) Ebenda, S.112.
- 53) Hitze, Franz : *Kapital und Arbeit und die Reorganisation der Gesellschaft*, Paderborn 1880, S.574.
- 54) Franz, Albert : a. a. O., S.246.
- 55) フランツによれば、それは以下のようなものであった。
 - (1) 自由主義の個人的な自助に代わって組合的な自助が登場しなければならない。この場合、国家の側からなされる正当な支援についてはこれを排除しない。
 - (2) 全労働者に加入を義務づけるような組織が必要であり、このことは譲れない。
 - (3) 手がかりは労働組合 (Gewerkschaft) だ。その組織をよく吟味し、これを提案しよう。そのうえで労働者のための規約を作成する。
 - (4) 各人は、類似の職種の下であれば、加入したい労働組合を任意に選ぶことができる。
 - (5) 労働組合は、組合的自助の意味においてその組合員の物質的・道徳的保護を実現しなければならない。
 - (6) 各労働組合団体は、当該管区の全労働組合を包括する管区連合体 (Kreisverband) の下に置かれる。この管区連合体は、a) 組合員のために苦情機関を設置し、b) 組合の財産を管理・運営し、c) 国家と労働組合の間の結びつきを組織

する (?)

- (7) (各労働組合は管区連合体もしくは国家の後見の下で自己の財産を有する)
- (8) 国家による管区連合体の承認。(Franz, Albert : a. a. O., S.226.)
- 56) Ketteler, Wilhelm Emmanuel Freiherrn von : *Die Arbeiterbewegung und ihr Streben zu Religion und Sittlichkeiten. Eine Ansprache, gehalten auf der Liebfrauen Haide am 25. Juli 1869.* Dritte Auflage, Mainz 1869, S.4., 桜井健吾訳「キリスト教労働運動のマグナ・カルタ——1869年7月25日のケテラーの講演」『南山経済研究』第4巻第2号, 1989年10月, 241ページ。
- 57) Ebenda, S.6., 同上訳, 242ページ。
- 58) Ebenda, S.7-8., 同上訳, 243-244ページ。
- 59) Ebenda, S.8., 同上訳, 244ページ。
- 60) Ebenda, S.10., 同上訳, 245ページ。
- 61) Ebenda, S.21., 同上訳, 255ページ。
- 62) Ketteler, Wilhelm Emmanuel Freiherrn von : Ansprache anlässlich der Festfeier des Mainzer Gesellenvereins von 19. November 1865 über soziale Frage, in ; *Sämtliche Werke und Briefe, Abteilung I, Band 1, S. 687-688.*,
- 63) Ketteler, Wilhelm Emmanuel Freiherrn von : Fürsorge der Kirche für die Fabrikarbeiter, Gesellen, Lehrlinge und dienstlose weibliche Dienstboten, in ; *Sämtliche Werke und Briefe, Abteilung I, Band 2, Schriften, Aufsätze und Reden 1867-1870, S.447-448.*, 桜井健吾訳「工場労働者のための教会の支援活動」高橋広次編『現代社会とキリスト教社会論』南山社会倫理研究叢書第3巻, 南山大学社会倫理研究所, 1998年, 130ページ。
- 64) Ketteler, Wilhelm Emmanuel Freiherrn von : *Die Katholiken im Deutschen Reiche. Entwurf zu einem politische Programm,* in ; *Sämtliche Werke und Briefe, Abteilung I, Band 4, Schriften, Aufsätze und Reden 1871-1877, S. 236.*, 桜井健吾訳「W.E.フォン・ケッテラー『ドイツ帝国におけるカトリック教徒：政治綱領案』(1873年)(その4)」, 『南山経済研究』第10巻第3号, 1996年3月, 457ページ。
- 65) Ebenda, S.241-245., 同上訳, 462-464ページ。
- 66) Ebenda, S.240., 同上訳, 459ページ。
- 67) Grebing, Helga : *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, 1. Aufl., München 1970, 11. Aufl., 1981, S.60.*
- 68) Ketteler : *Die Arbeiterbewegung und ihre Streben zu Religion und Sittlichkeiten, S.4.*, 前掲訳, 241ページ。
- 69) Ebenda, S.21., 同上訳, 255ページ。
- 70) Teuteberg, Hans Jürgen : *Geschichte der industriellen Mitbestimmung in Deutschland, Tübingen 1961, S.240*